

公開用

令和2年3月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和2年3月25日

春日部市教育委員会

I	期 日	令和2年3月25日 水曜日
II	場 所	教育センター2階 会議室
III	開 会	13時30分
IV	閉 会	14時28分

V 教育長及び出席委員

教育長	鎌田 亨
教育長職務代理者	金森 良泰
委員	水沼 章文
委員	岡田 新司
委員	秋山 早苗

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	大山 祐二
学校教育部学務指導担当部長	柳田 敏夫
学校教育部次長兼学校総務課長	篠原 直樹
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	田村 嘉則
学校教育部参事兼学校総務課担当課長兼市民文化会館長	白石 雅昭
学校教育部参事兼施設課長	宮野 和明
学務課長	小岩井 稔之
指導課教職員担当課長	佐山 宏樹
指導課担当課長兼教育相談センター所長	正籬 洋子

【社会教育部】

社会教育部長	村田 誠
社会教育部次長兼社会教育課長	関根 敦夫
社会教育部参事兼中央公民館長	須藤 俊英
社会教育課生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長	根岸 昌史
文化財保護課長	中野 達也
文化財保護課担当課長兼郷土資料館長	實松 幸男
スポーツ推進課長	野口 美明
スポーツ推進課スポーツ施設担当課長	伊田 孝史
中央公民館事業担当課長	城田 徹

VII 書記

学校総務課 総務担当主幹	西川 宏之
学校総務課 総務担当主査	谷本 慎太郎

Ⅷ 署名委員の指名
金森委員

Ⅸ 会議に附した議案

- 議案第 8 号 令和 2 年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策について
議案第 9 号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について
議案第 10 号 春日部市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
議案第 11 号 春日部市教育委員会表彰規則の一部改正について
議案第 12 号 春日部市学校給食センター条例施行規則の一部改正について
議案第 13 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
議案第 14 号 春日部市有形文化財の指定について【小淵太子堂奉加帳】
議案第 15 号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について
議案第 16 号 春日部市教育委員会職員の人事異動について
- 報告第 4 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学校評議員要綱の制定について
報告第 5 号 春日部市立中学校等部活動指導員要綱の制定について
報告第 6 号 令和元年度活躍する春日部の子供たちについて
報告第 7 号 裁判上の和解に係る専決処理について
報告第 8 号 平成 31 年度（令和元年度）春日部市立小・中・義務教育学校教職員の人事評価について
報告第 9 号 令和 2 年度当初教職員の人事異動について
報告第 10 号 春日部市立図書館複写機の利用による実費徴収要綱の廃止について
報告第 11 号 放課後子ども総合プラン春日部市行動計画（第 2 次）の策定について
報告第 12 号 神明貝塚の国史跡指定について
報告第 13 号 神明貝塚保存活用計画の策定について
報告第 14 号 令和 2 年 3 月春日部市議会定例会について

X 議題及び議事の概要

鎌田教育長

ただいまから3月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。金森委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配布しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配布した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録は、事前に配布した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいでください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第8号 令和2年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第8号、令和2年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策について、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、教育全般についての基本的な方針等をまとめた、令和2年度の基本方針・重点施策を定めたく提案するものでございます。

次に、主な内容につきまして、説明申し上げます。

別冊、令和2年度基本方針・重点施策をご覧ください。また、先の2月定例教育委員会の勉強会でお示した素案からの変更点及び昨年からの変更点について、資料として、新旧対照表を添付いたしましたので、併せてご覧いただきたいと思っております。なお、素案に対し委員の皆様からいただいたご意見を基に修正した箇所及び字句の修正等、素案からの変更点は、網掛けした丸ゴシック体、昨年度からの変更点は、ゴシック体で表記してございます。

それでは、概要につきまして、説明いたします。

はじめに、1ページをご覧ください。1ページから3ページは、教育行政全体としての基本方針及び重点施策となっております。

次に、4ページから5ページは、教育委員会に関する委員会運営の目標及び委員会活動

の重点事項となっております。

6 ページ以降は、各課の目標、主な施策、主な事業の概要及び第2次総合振興計画前期基本計画の成果指標における目標となっております。

続きまして、素案からの変更点ですが、6 ページ、学校総務課のページ、2 主な施策の右に、SDGsにおける17ゴールのロゴマークを表示しています。以降の各課のページにおいても、同様に、それぞれの施策に関する17ゴールのロゴマークを表示しています。なお、前回の素案に記載させていただいていた、詳細な項目である169ターゲットについては、市で作成した他の計画等と表記を合わせるために、今回の案では削除させていただきました。

その他の変更箇所については、字句を修正したものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第8号 令和2年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第9号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第9号、春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書2ページをご覧ください。

提案理由ですが、委員の任期満了に伴い、春日部市教育委員会事務評価委員会要綱第3条第2項の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます。

候補者につきましては、議案書3ページの候補者名簿のとおりでございます。

1 番の金井俊二氏は、元春日部市立豊春小学校長です。

2 番の鈴木静江氏は、元春日部市生涯学習地域推進員です。

3 番の濱本一氏は、共栄大学教育学部教授です。

なお、3人とも、昨年事務評価委員を務められた方でございます。

いずれの方も、幅広い知識及び経験を有しており、春日部市の教育を熟知されている方でございます。

なお、任期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第9号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第10号 春日部市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第10号、春日部市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書4ページをご覧ください。

提案理由でございますが、暫定期間における旧宝珠花小学校の取扱い方針の決定に伴い、文化財保護課と市長部局の観光振興課で旧宝珠花小学校の管理、運営を行うこととなりました。これにより、管理、運営に関する事務の一部を観光振興課が行えるようにするため、春日部市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を改正したく提案するものでございます。

次に、改正内容につきまして、説明申し上げます。

議案書5ページをご覧ください。

第2条、補助執行事務でございます。

現在、第1号に就学に関する届出の受付に関すること、第2号に龍Q館の使用に関することについて定めておりますが、新たに第3号として、旧宝珠花小学校の維持管理に関することを規定するものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を令和2年4月1日からとするものです。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第10号 春日部市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第11号 春日部市教育委員会表彰規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第11号、春日部市教育委員会表彰規則の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書6ページをご覧ください。

提案理由でございますが、春日部市体育協会の名称変更に伴い、春日部市教育委員会表彰規則を一部改正したく提案するものでございます。

次に、改正内容につきまして、説明申し上げます。

議案書7ページをご覧ください。

表彰の内申等の規定について、春日部市体育協会を春日部市スポーツ協会に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を、公布の日からとするものです。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第11号 春日部市教育委員会表彰規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第12号 春日部市学校給食センター条例施行規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

小岩井課長、お願いします。

小岩井学務課長

議案第12号、春日部市学校給食センター条例施行規則の一部改正につきまして、提案理由及びその内容を説明申し上げます。

議案書8ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和2年度からの学校給食費の改定に伴い、給食費等の規定を改正したく、提案するものでございます。

議案書9ページをご覧ください。

次に、主な改正内容ですが、第10条につきましては、小学校等における給食費の月額を3,800円から4,100円に改め、中学校等の給食費の月額を4,450円から4,800円に改めるものでございます。

また、第12条につきましては、1食当たりの基準額を実際に提供する献立の食材費を積み上げた平均の単価とするよう改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を令和2年4月1日からとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第12号 春日部市学校給食センター条例施行規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第13号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

田村課長、お願いします。

田村学務指導担当次長（兼）指導課長

議案第13号、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、提案申し上げます。

議案書10ページをご覧ください。

春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の欠員に伴い、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置に関する条例第1条の規定に基づき、委嘱したく提案いたします。

なお、今回新たに委嘱する方々の名簿は、11ページにあります。

以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

岡田委員

質問ではないのですが、医師会で学校医の関係をやっておりますので説明させていただきますが、議案書11ページ、学校医候補者名簿の7～10番の石川医師ですが、以前より懸案となっております旧庄和地域の眼科の問題がございましたことから、教育委員会の関係する職員の皆様と相談しながら、あまり負担にならないようにということで、石川医師のご了解を得てやっていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

鎌田教育長

はい。ありがとうございました。

他にはありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第13号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第14号 春日部市有形文化財の指定についてを議題とし、説明を求めま

す。

中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

議案第14号、春日部市有形文化財の指定につきまして、その提案理由と内容について説明申し上げます。

議案書12ページをご覧ください。

提案理由でございますが、春日部市文化財保護審議会より、春日部市有形文化財の指定につきまして、別紙のとおり建議書が提出されましたので、春日部市文化財保護条例第5条の規定に基づき、春日部市有形文化財に指定したく、提案するものでございます。

続きまして、議案書13ページの建議書をご覧ください。

文化財の名称は小渕太子堂奉加帳、員数は1冊、その所在地は春日部市小渕664番のダンス店であり、所有者は個人でございます。

指定理由でございますが、本資料は天保13年（1842年）5月に、所有者の先祖を含む発起人24名によって作成された、小渕太子堂を修復するための寄附台帳でございます。商いの繁栄の祈願を目的に職人が厚く信仰した聖徳太子を祀っていた小渕太子堂は、現存しておりませんが、江戸時代後期に描かれた日光道中の絵図には小渕観音院の境内に太子堂が記されており、また聖徳太子像自体は観音院本堂に現在でも伝わっております。この奉加帳の記載から、宝暦年間（1751年～1764年の18世紀半ば）には市域に聖徳太子を信仰する太子講が存在し、天保年間（1830年～1844年の19世紀前半）には指物屋、箱屋と記された桐ダンス職人を含む200名を超える様々な職人が、市域を中心に広く存在していたことが判明し、あわせて桐箆笥や桐箱の製造が、近世後期には市域の産業として成立していたことがわかります。

また別添いたしました参考資料、左上部に参考資料、春日部市有形文化財の指定と書かれた写真資料をご覧ください。資料原本が個人所蔵のため、本日は主だった写真を掲載しておりますが、資料は全92ページからなり、所有者によって桐箱に収納して保管されております。次ページには寄進者の所在地の分布図をお示ししております。中央太線で記しておりますのが日光道中でございますが、街道筋に沿って粕壁宿など小渕村近隣に濃い分布のほか、市内外ともに中川、古利根川の河川沿いに寄附者がみられ、またさらに栃木県足利市など、広域にわたる職人たちが太子講を介在して関わりもっていたことを読み取ることができます。

このように、近世の春日部市域が様々な職人集団が活動する中核地であったことを示すとともに、市を代表する伝統的工芸品の起源を窺うことができる貴重な資料であることから、小渕太子堂奉加帳を有形文化財、歴史資料として末永く保護・保存したく、春日部市有形文化財に指定いただけますよう、建議されたものでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第14号 春日部市有形文化財の指定について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第14号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第15号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

野口課長、お願いします。

野口スポーツ推進課長

議案第15号、春日部市スポーツ推進委員の委嘱について、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。

議案書14ページをご覧ください。

はじめに、提案理由でございますが、春日部市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、春日部市スポーツ推進委員条例第3条第2項の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます。

次に、主な内容でございますが、春日部市スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づき、春日部市スポーツ推進委員条例で設置され、市民の皆様に、スポーツに関する指導・助言等を行うことを職務としておりまして、本年3月31日をもって、委嘱期間が満了となります。

隣のページ、15ページ及び16ページの春日部市スポーツ推進委員候補者名簿を、ご覧ください。39名の候補者名簿を掲載させていただいております。

スポーツ推進委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を有する方の中から、教育委員会が委嘱するものでございます。委員の任期につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日の2年でございます。

名簿の右側、備考欄に継続と記載しております37名の方は、春日部市スポーツ推進委員条例第3条第5項の規定により、再任させていただくものでございます。

また、新任の委員といたしましては、春日部市スポーツ推進委員選任要領に基づき書類審査や面接を行い、名簿番号9番並びに29番の方を委員候補者とし、委嘱をお願いするものでございます。この新任の2名の方につきましては、これまで培ってきたスポーツを通して、地域住民の健康維持や地域コミュニティに、少しでも貢献したいというお気持ちで、応募されたところでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第15号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第16号 春日部市教育委員会職員の人事異動についてを議題としますが、本案は職員の人事に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません」と言う人あり]

鎌田教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

《非公開議案の審議》

議案第16号 春日部市教育委員会職員の人事異動について

鎌田教育長

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第4号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学校評議員要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

田村課長、お願いします。

田村学務指導担当次長（兼）指導課長

報告第4号、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学校評議員要綱の制定について、報告申し上げます。

議案書18ページをご覧ください。

春日部市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正によ

り、春日部市立小・中学校学校評議員設置要綱を廃止し、表記を一部改訂した春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学校評議員要綱を新たに制定するものでございます。以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

水沼委員

学校評議員は従来からございましたが、今回、非常勤特別職となり、費用弁償という項目が発生するというので、以前にも質問させていただいたことがあるのですが、同一人物の2校、3校と学校評議員を掛け持ちするという事は、学校に任せられている部分であるという表現が以前のものでした。

今回このように非常勤特別職という位置付けとなり、費用弁償するという事になった場合に、従来どおり2校、3校の掛け持ちすることは可能なのでしょうか。

地方公務員法の中には、このようなことは明記されていないような気がするのですが、教えていただけないでしょうか。

鎌田教育長

田村課長、お願いします。

田村学務指導担当次長（兼）指導課長

人事課等にも確認をしたところですが、市に書面にて届出をしていただきます。書面にて届出を提出していただくことによって、複数の学校の学校評議員となることは可能でございます。

以上でございます。

水沼委員

皆様のように公務員の方々は、別の仕事を持つという場合には任命権者の許可が必要になりますよね。

個人的な話ですが、私は以前に宮川小学校の学校評議員をさせていただいたことがございます。その時、同時に豊春中学校からの依頼がございました。その際に、宮川小学校の学校評議員を引き受けていますと伝えたところ、豊春中学校の校長先生からは、2校掛け持ちになってしまいますのでお願いできませんねと言われたことを覚えています。

毎年、市内各校の学校評議員の名簿を拝見する機会がございますが、複数の学校を掛け持ちされている方がおられます。このような方は、今後も掛け持ちができるという見解でよろしいですか。

鎌田教育長

田村課長、お願いします。

田村学務指導担当次長（兼）指導課長

先程、申しましたとおり、書類を提出して許可を得れば可能となります。

今年度も市内では4名の方が複数の学校で評議員を兼ねておりますが、今年度までは無償でありボランティアのような位置付けで引き受けていただいておりますが、今後は報酬が発生するというので、正式に市に届出をしていただくこととなります。

水沼委員

そうしますと、Aという学校と、Bという学校と兼ねることができるということですのでよろしいですね。

鎌田教育長

田村課長、お願いします。

田村学務指導担当次長（兼）指導課長

そのとおりでございます。

水沼委員

教育委員会で統一なさるのがよろしいのではないのでしょうか。学校評議員は原則1校のみとするというような表現をすることは難しいのでしょうか。

鎌田教育長

田村課長、お願いします。

田村学務指導担当次長（兼）指導課長

今後の課題として、研究してまいりたいと思います。

水沼委員

ありがとうございます。

鎌田教育長

他にはありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第5号 春日部市立中学校等部活動指導員要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

田村課長、お願いします。

田村学務指導担当次長（兼）指導課長

報告第5号、春日部市立中学校等部活動指導員要綱について、報告申し上げます。
議案書22ページをご覧ください。

こちらは、部活動指導員の任用にあたり、新たに春日部市立中学校等部活動指導員要綱を制定するものでございます。

以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第6号 令和元年度活躍する春日部の子供たちについてを議題とし、説明を求めます。

田村課長、お願いします。

田村学務指導担当次長(兼)指導課長

報告第6号、令和元年度活躍する春日部の子供たちについて、報告申し上げます。
議案書27ページをご覧ください。

こちらには、令和元年4月1日から令和2年2月20日までに、全国大会に出場した春日部の小学生、中学生について一覧にまとめたものを掲載しております。

なお、No. 69までは、9月30日現在として10月定例教育委員会で報告しているものでございまして、No. 70以降が新規で報告するものでございます。

以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

全員ではございませんが、全国大会で上位に入った子供たちについては、市長への表敬訪問が予定されていたのですが、新型コロナウイルス対策で中止とさせていただきましたので、御承知おきいただければと思います。

次に、報告第7号 裁判上の和解に係る専決処理についてを議題とし、説明を求めます。

田村課長、お願いします。

田村学務指導担当次長(兼)指導課長

報告第7号、裁判上の和解に係る専決処理について、報告申し上げます。

議案書 32 ページをご覧ください。

春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、別紙の通り裁判上の和解について、令和 2 年 3 月春日部市議会定例会に提案したので、同規則第 4 条第 2 号の規定により報告いたします。

裁判の内容でございますが、平成 26 年から 3 年間、市内中学校の特別支援学級に在籍していた生徒が学級内の生徒とのトラブルに対して、学校の管理責任を問い、150 万円の支払いを請求する損害賠償を求められたものでございます。

この度、損害賠償請求にはこだわらず、和解の提案があり、本市といたしましては、現在、生徒がまだ未成年であることも踏まえ、和解に応じたものでございます。

和解内容は、この度の案件を今後の学校の指導に活かしていくものとするというものでございます。

以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第 8 号 平成 31 年度（令和元年度）春日部市立小・中・義務教育学校教職員の人事評価についてを議題としますが、報告第 8 号及び第 9 号については、教職員の人事に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません」と言う人あり]

鎌田教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第 18 条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

《非公開議案の審議》

報告第 8 号 平成 31 年度（令和元年度）春日部市立小・中・義務教育学校教職員の人事評価について

報告第 9 号 令和 2 年度当初教職員の人事異動について

鎌田教育長

それでは、会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

次に、報告第 10 号 春日部市立図書館複写機の利用による実費徴収要綱の廃止についてを議題とし、説明を求めます。

関根課長、お願いします。

関根社会教育部次長（兼）社会教育課長

報告第10号、春日部市立図書館複写機の利用による実費徴収要綱の廃止について、報告いたします。

議案書37ページをご覧ください。

廃止理由でございますが、春日部市立中央図書館、春日部市立武里図書館及び春日部市立庄和図書館の指定管理者の更新に伴い、複写機の設置を市から指定管理者に変更しております。このため、複写機の利用料収入につきましても、市から指定管理者になることから、要綱を廃止するものでございます。

当該要綱を廃止するための要綱の施行期日でございますが、指定管理者更新日となる令和2年4月1日でございます。

以上、報告いたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第11号 放課後子ども総合プラン春日部市行動計画（第2次）の策定についてを議題とし、説明を求めます。

関根課長、お願いします。

関根社会教育部次長（兼）社会教育課長

報告第11号、放課後子ども総合プラン春日部市行動計画（第2次）の策定につきまして、報告いたします。

議案書39ページをご覧ください。

恐れ入りますが、別にお配りしております冊子、第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画の概要版も併せてご覧ください。

放課後子ども総合プラン春日部市行動計画（第2次）は、第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画に内包する形で、令和元年11月1日から令和元年12月2日まで、市民意見提出手続きを実施し、2人の方から9件の意見がございました。

計画期間につきましては、令和2年度から令和6年度までの、5年間でございます。

今後につきましては、本計画に基づき、放課後児童対策を効果的かつ効率的に、取り組んでまいります。

以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第12号 神明貝塚の国史跡指定についてを議題とし、説明を求めます。
中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

報告第12号、神明貝塚の国史跡指定について報告いたします。
議案書40ページをご覧ください。

神明貝塚の指定に係るこれまでの経緯につきましては、令和元年8月、そして11月の定例教育委員会で報告させていただきましたが、令和元年7月24日付けで、文部科学大臣および文化庁長官あてに、神明貝塚の国史跡指定に係る意見具申を行いました。その後、11月15日に国の文化審議会により、神明貝塚の国史跡に指定するよう、文部科学大臣あてに答申されたところでございました。この後は、正式な指定となります官報告示を待つばかりという状況でございましたが、議案書41ページのとおり、令和2年3月10日付け官報、文部科学省告示第17号において、文化財保護法第109条第1項の規定により、国史跡の指定が告示され、同日付けで正式な指定を受けたものでございます。
報告は以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第13号 神明貝塚保存活用計画の策定についてを議題とし、説明を求めます。
中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

報告第13号、神明貝塚保存活用計画の策定について、報告申し上げます。
議案書42ページをご覧ください。

報告第12号で国史跡指定について報告いたしました神明貝塚でございますが、文化財保護法、ならびに第2次春日部市総合振興計画に基づきまして、貝塚の健全な保護と末永く後世に継承し、広く国民共有の財産として、また社会教育の場となるよう、公開活用に向けた、神明貝塚保存活用計画を策定してまいります。

計画の主な内容でございますが、神明貝塚の保存、管理、活用の方針を定めることとしております。

計画の策定にあたりましては、議案書43ページにお示ししましたように、総合振興計画や関連します行政計画等を勘案し、庁内検討組織を立ち上げると共に、文化庁や埼玉県教育委員会の指導の下、様々な分野の学識者から意見を聴取し、併せてパブリックコメン

トを実施してまいります。

なお、計画策定の目標といたしましては、令和3年3月を予定し、進捗に合わせて改めて報告させていただきます。

報告は以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

水沼委員

神明貝塚の国史跡指定、大変おめでとうございました。努力が実ったなという気がしております。

神明貝塚の保存関係ですが、先程の議案第10号で出ていた旧宝珠花小学校の維持管理は市長部局になるとの話でしたが、神明貝塚を取り巻く状況の中では旧宝珠花小学校の敷地も含まれるという理解をすると、教育委員会も当然、そこに加担してくるという理解をしてよろしいのでしょうか。

鎌田教育長

中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

先程、議案第10号にて提案し、可決いただきました事務の補助執行についてですが、旧宝珠花小学校は現在でも教育財産となっております。

今後、観光振興課では地域交流の場、また大風文化の継承の場、そして郷土資料館を含めた文化財保護課では、地域の歴史や文化の発信の場として将来的な活用を見据え、まず教育委員会が中心となりまして観光振興課に補助執行、お手伝いをしていただくという形の規則改正をさせていただくもので、イニシアチブ的には教育委員会の方で主導していくものでございます。

以上でございます。

水沼委員

ありがとうございました。

鎌田教育長

他にはありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第14号 令和2年3月春日部市議会定例会についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部長(兼)学校総務課長

報告第14号、令和2年3月春日部市議会定例会について、報告いたします。

議案書45ページをご覧ください。

会期は、2月20日から3月19日までの29日間でした。

提出議案のうち、教育委員会関係の議案は、5件であり、議案第12号、13号、16号、24号及び34号の5件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、一般質問でございますが、市議会議長から市長あて、議会における新型コロナウイルス感染症拡大防止等により一般質問を取りやめとする通知がありました。

以上、報告いたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

以上で、報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

大山学校教育部長

4月定例会につきましては、4月23日、木曜日、午後1時30分から、本会場、教育センター2階会議室での開催を予定しております。

鎌田教育長

以上で、3月定例教育委員会を閉会いたします。